

## 地方ヒアリングにおける主な意見とこれまでの検討状況

以下は、本年7月から8月にかけて全国6カ所において開催された施策総合企画小委員会の地方ヒアリングにおいて出された意見を項目毎に整理し、それぞれの意見について審議会のこれまでの検討状況を整理したものである。

### 1. 総論

環境税に頼らず、企業の自主的取組を促進し、国民運動を中心とした温暖化対策を推進すべき。

一部の企業が負担を負うような仕組みではなく、国民が平等に負担する仕組みとするべき。

財源ありきの議論をするべきではなく、社会システムを変えていくために、まずどんな政策が必要かを検討した上で、必要な財源を検討するという流れであるべき。

市民・企業にとって環境税は増税として受け止められるため、導入の必要性及び、使途の透明性に関する明確な説明により、国民的なコンセンサスを得ることが必要。

環境税の目的は、環境へのコストを市場に乗せることによって、外部不経済に対して使用者が正当な対価を支払う仕組みを確立することである。

## 2. 環境税の効果について

### (1) 効果一般について

環境税は、全ての主体に公平に削減インセンティブとなる点において、公平性、実効性に優れる。また、規制や自主的取組でカバーしにくい民生部門や一般社会への対策として効果が高い。

また、環境税は企業の自主的な取組を更に引き出すことが期待されている。

企業は自主的取組を既の実施してきており、環境税の導入によって追加的な取組を引き出すことは期待できない。

### (2) 価格インセンティブ効果について

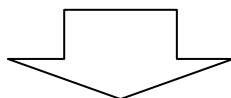
石油ショック時には、それまで増加傾向にあった民生部門の二酸化炭素排出量が横ばいになったことから、環境税は一定の削減効果がある。

原油の価格変動と政府の政策としての環境税は本質的に異なるものであり、環境税導入の効果は省エネ機器の買い換えなどによって、長期的に現れるものである。

最近のガソリン価格の上昇にも関わらず、消費量は減っていないことなどから、環境税には価格インセンティブがあるとは言えない。

近年、家計に占めるエネルギーコストの比率が増加しているにも関わらず、エネルギー消費に顕著な減少傾向が見られていないことから、価格インセンティブ効果は期待できない。

電力自由化の進展を受けて、電力料金が低下傾向にある中で、環境税を導入しても、価格インセンティブ効果は期待できない。

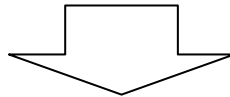


経済分析等に関する専門委員会において整理した「環境税の経済分析等について これまでの審議の整理」(以後、「審議の整理」と言う。)において、環境税の課税による効果について、検討が進められているところ。例えば、価格弾力性については、複数の研究を分析した結果、長期の推計値は短期に比べて大きい傾向が見られ、各試算の平均は - 0.2 ~ -0.8 程度とされており、短期的な影響のみではなく、長期的な影響にも着目する必要がある点が指摘されている。(12 ページ~)

上記の論点の中には、これまで十分な検討・検証が行われていないものもあるため、引き続き、同専門委員会において検討が深められることが期待される。

### (3) 価格転嫁について

化石燃料などの原材料費が上昇しても、製品価格に転嫁することはできないため、価格インセンティブ効果は期待できない。



経済分析等に関する専門委員会において整理した「審議の整理」の中で、統計的な分析を行った結果として、ガソリン、軽油、C重油について、原油価格の変動との間にかなりの相関があることが示唆されたことが紹介されるなど、価格転嫁について触れられているところ。(22 ページ)

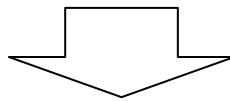
この「審議の整理」の中では、電力、灯油等については転嫁されているとは分析できなかったこともあり、今後とも、引き続き精査がなされることが必要。

### (4) アナウンスメント効果について

環境税が課税されることを想定して、企業が税導入前に自主的に行動に移すなどのアナウンスメント効果が期待できる。

環境税がアナウンスメント効果を持つことについては疑問がある。  
アナウンスメント効果自体を新税導入の目的とすること自体問題があり、  
国民運動の喚起が先決。

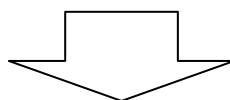
化石燃料には既にエネルギー課税が課されていることから、一般消費者にとっては、どこまでが環境税で、どこまでがエネルギー税だか分からない。



経済分析等に関する専門委員会において整理した「審議の整理」の中で、英国において気候変動税によってアナウンスメント効果が認められたとする調査研究事例が紹介されるなど、アナウンスメント効果について触れられているところ。(17ページ)  
今後とも引き続き検討されることが必要。

#### (5) 財源効果について

温暖化対策については既に年間 1 兆円以上の予算が使われているが、これらの予算の評価・検証をするべきであり、その上で、環境税が必要かどうかの判断をするべきではないか。

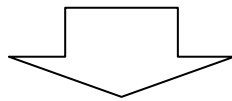


施策総合企画小委員会が昨年 12 月に取りまとめた「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についてのとりまとめ」(以後、「論点取りまとめ」と言う。)において、既存の地球温暖化対策推進大綱関連予算として平成 16 年度には 1 兆 2586 億円が計上されているが、この予算は地球温暖化対策を主な目的にするものと、地球温暖化対策に位置づけられ結果として温室効果ガスの削減に効果があるものとに分かれており、これらの予算の必要性については、それぞれの行政目的からの検討が必要なことから、温暖化防止効果の高低をもって予算を増減することは容易ではない点が指摘されてい

る。(21 ページ～)

また、各政策については、各省庁において政策評価を実施しており、その施策の効果、執行状況の点検・評価が行われている。

新税を導入する前に、現在の財源の状況とそれを踏まえた上で、追加的にどの程度必要なのかを企業並みに詳細に計算して示すべきではないか。  
今の財布でやりくりすることを十分考えるべき。



環境税の財源効果に関連して、施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」においては、京都議定書の6%削減約束達成のための追加的財源の必要性について検討が行われており、温暖化対策税制の税収の用途として考えられる対策の例として、低公害車、低燃費車の購入促進や、省エネ機器の購入促進、森林対策などが挙げられている。(21 ページ～)

また、中央環境審議会地球環境部会の「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について」(本年3月11日)(以下、「第2次答申」と言う。)が取りまとめられるに際し、京都議定書の目標の達成に必要な対策の実現のために必要な追加的支援額について、環境省において試算したところ、それらの合計は、2006～2010年の平均で年間4,000～7,000億円程度と見込まれ、これにより担保される削減量は、基準年総排出量のおよそ4～5%台に当たる、とされている。

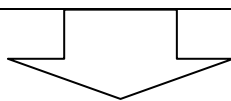
今後は、京都議定書目標達成計画に掲載された対策の実施状況を見極めつつ、引き続き検討がなされることが必要。

### 3. 環境税の経済への影響について

#### (1) 経済・雇用へのプラスの影響について

諸外国の導入事例を見ても、環境税によって国際競争力や経済活動を阻害するものではないと言える。

環境税は技術革新を引き出し、事業チャンスを生み出すインセンティブになる。地域社会に新しいコミュニティシステムを構築するきっかけになる。



環境税の経済・雇用へのプラスの影響については、経済分析等に関する専門委員会において整理した「審議の整理」の中で、IPCC 第3次評価報告書において、エネルギー価格の上昇が新技術の開発を促してきた点が指摘されている。

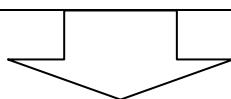
また、ドイツ連邦環境庁が行ったヒアリングの結果として、同国の環境税制改革が環境ビジネスにプラスの効果をもたらすとされた事例が紹介されている。(20 ページ)

#### (2) 経済・雇用へのマイナスの影響について

産業界は既に負担をしてきており、環境税導入によって雇用や地域経済への悪影響が生じ、不景気を招くことが懸念される。

運輸業界等では環境税を燃料価格に転嫁することが困難であるため、事業者の負担が増えてしまうおそれがある。

環境税は企業の技術開発費の削減につながり、研究開発力を奪い、次世代への新規事業の芽を摘んでしまうおそれがある。



環境税の経済・雇用への影響については、今後引き続き、原油の価格動向を注視しつつ、経済・雇用への影響等について検討が進められることが必要。

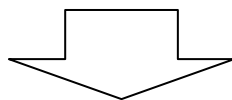
なお、経済分析等に関する専門委員会において整理した「審議の整理」の中では、経済モデルを用いた分析手法による検討、売上高等の経営指標をサンプルとした各業種への短期的影響の試算、そして、産業連関表に基づく均衡価格モデルによる各産業における生産者価格の上昇率の分析、といった手法を用いて、環境税が導入された場合の業種別の影響について触れられている。(23 ページ)

### (3) 国際競争力低下、産業の空洞化、炭素リーケージについて

環境税によってエネルギー調達コストが上昇することにより、特に輸出産業の国際競争力を低下させるおそれがある。

エネルギーコストの更なる増大は、生産拠点の途上国への移転につながり、産業の空洞化を招くおそれがある。

エネルギー消費効率の悪い途上国での生産量が増加することにより、結局は、世界的に見て二酸化炭素排出量が増加してしまうのではないか。



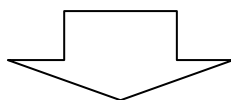
国際競争力低下、産業の空洞化、炭素リーケージについては、施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」の中で、以下のように触れられている。(13 ページ)

「IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の試算では、京都議定書の達成を目標として、先進国等が税導入等の温暖化対策を講じ、排出量の削減をした場合、開発途上国の排出量の増加は、先進国における排出削減量よりも少なく、世界全体としては削減が進むと指摘されている。」

#### 4. 環境税の仕組みについて

##### (1) 課税対象について

化石燃料の炭素含有量に比例した税率とするべき。

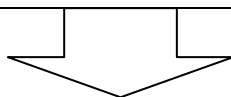


施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」の13ページにおいては、環境税は、二酸化炭素又は化石燃料を対象として、二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量等に応じて課税すべきである、とされている。

##### (2) 税率について

低税率でも、国民の環境意識の向上を促したり、財源効果を活かすなどして、一定の効果が期待できる。

低税率では、消費者が行動を変えるような危機感は生まれないので、削減効果を引き出すために高税率にするべき。



施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」の13ページにおいては、以下のように触れられている。  
「既に温暖化対策税制を導入している欧州諸国においては、税率は相対的に高く、税収は社会保険料や一般財源に充てられている場合が多い。一方、経済モデル(AIMモデル)の試算によれば、相対的に低い税率の温暖化対策税制であっても併せてその税収を前提とした助成措置等を導入すれば、必要な排出削減量を確保することが可能であり、相対的に高い税率の温暖化対策税を導入した場合と同等の効果が上がるものとされている。」



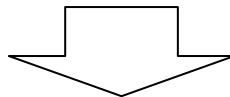
### (3) 課税段階について

徴税にかかる行政費用が比較的少ない上流課税とするのが有効。

消費者に削減インセンティブを与えられる下流課税が有効。

環境税の捕捉率を高めるとともに、税の減免措置を行いやすくするために、上流と下流を組み合わせた課税（ハイブリッド課税）とするのがより現実的。その場合、上流課税とする燃料については、確実に価格転嫁できる仕組みが必要。

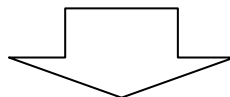
下流、上流はそれぞれメリット、デメリットがあるが、少なくとも、環境税がいくらかかっているかを一般市民に分かるようにする仕組みが大事。



施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」の14ページにおいて、最上流課税/上流課税・下流課税のそれぞれについて、価格インセンティブ効果の働きやすさ、減免・還付措置の講じやすさ、徴税事務の執行可能性といった観点から、長所・短所について触れられている。

### (4) 軽減措置について

省エネや環境保全について努力する企業や人、エネルギー多消費型産業、低所得世帯や高齢世帯、一般家庭等への軽減措置等が必要。



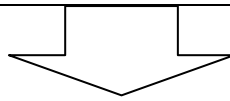
施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」の17ページ以降において、環境税の軽減措置の考え方が、諸外国の例、経済の実態に照らしつつ、以下のように触れられている。  
) 国際競争力、産業構造の激変緩和への対応等産業活動へ

の配慮を行うもの

- ）低所得者層、中小企業者層に対する配慮が必要なもの
- ）温暖化対策の観点から行うもの
- ）温室効果ガスを排出しないもの

#### (5) 国境税調整について

輸出産業の国際競争力を保つため、輸出品への免税措置を講じることが必要。



ある国が環境税を採用した場合に、当該国と環境税を課税していない諸外国との競争上の影響を緩和する手法として挙げられる国境税調整については、施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」参考資料において、「国境税調整によって温暖化対策税の温室効果ガス排出抑制効果が失われるのではないか」、「国境税調整が国際貿易のルール上認められるか」、「化石燃料の消費に課される環境税について、製品段階で国境税調整を実施することが技術的に可能か」といった課題が示されている。

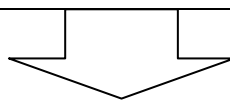
#### (6) 環境税収の使途について

目的税とすると財政の硬直化につながるおそれがあるため、特定財源とせず一般財源とするべき。

欧州の環境税の制度も参考にして、他税の減税もセットで実施し、税収中立型にするべき。

環境税収は温暖化対策に充当する特定財源にして、使途を明確にするべきであり、一般財源化して、環境対策以外に使うべきではない。

特定財源と一般財源、いずれの場合にも、使途は温暖化対策に限定し、明確にするべき。



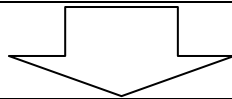
施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」において、環境税の用途に関連して、目的税・特定財源に関する考え方が以下のように触れられている。(24 ページ)

「目的税・特定財源は、会計区分が明確となり、特定目的の財源確保に有効な仕組みではあるが、一方では資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化の一因となるといわれている。また、租税の基本的な考え方に照らすと、目的税・特定財源ではなく、一般財源とすることが基本的には望ましいとされている。

温暖化対策税制の設計に際しては、目的税・特定財源とし、税収を特別会計に繰り入れるということも考えられるが、一般財源として税収を一般会計に繰り入れた上、これを温暖化対策のための補助金や他の税の減税財源として明確にすることも、目的税や特定財源とすることと同様の効果を発揮し得ると考えられる。」

林業の衰退という背景を考えると、森林保全は喫緊の課題。また、森林の吸収源としての機能を評価すべきであり、そのための財源として環境税に期待している。

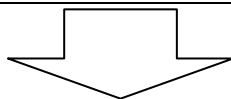
森林整備は環境税の問題を抜きにしても重要な問題であるため、環境税などの新税ではなく、国が一般財源などから財源を確保して取り組むべき。



中央環境審議会地球環境部会の「第2次答申」では、環境税の税収を活用することにより、森林整備による吸収源の確保等を図ることが可能である、との指摘もなされている。(48 ページ)

今後引き続き検討がなされることが必要。

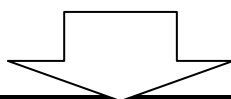
環境税収は地方の温暖化対策を推進するために、地方自治体に還元するべき。地域市民による地道な活動に税収を振り向けるべき。



施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」において、環境税の使途を考える上での地方公共団体の位置づけについて、以下のように触れられている。(24 ページ)

- 温暖化対策税制を導入し、その税収を温暖化対策に活用することとした場合において、その対策が、地方公共団体によって実施されるべきものであるとき（例えば、地域の森林管理等）は、その財源の確保を図るため、税収の一定割合を地方の財源とする方向で検討する必要がある。
- 税財政における国と地方の関係についての現在の議論も踏まえると、可能な限り地方公共団体の自主性を損なわないようにする必要があるが、税収の一定割合を地方の財源とする場合には、国と同様に、当該財源が確実に温暖化対策に用いられるような措置を講じるべきである。

地域経済の活性化につながるような、また、産業界にプラスの効果があるような環境税収の使い方をしてほしい。



中央環境審議会地球環境部会の「第2次答申」では、環境税は、長期的、継続的に、温室効果ガスの排出削減のインセンティブを与え、省エネ技術の研究開発や環境ビジネスをはじめとする産業振興が促されるという効果も期待できる点が指摘されている。(48 ページ)

環境税収についての透明性の確保と、その政策効果・効率性・公平性に関する評価システムの構築をいかに行うかが課題。

新たな税には必ず利権に群がる人達が現れるので、それをできる限り排除する努力をしてほしい。

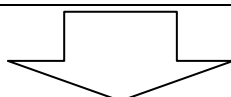


施策総合企画小委員会の「論点取りまとめ」においては、  
税収の使途を検討するに当たっては、削減効果の高い支出を  
するという観点から税収の支出効率を念頭に置くことが重要  
であり、さらに、税収を用いて行った対策の効果を評価する  
システムの構築も重要である旨が指摘されている。  
(23ページ)

#### (7) 既存税の見直し・調整について

新税を導入する前に、現行のエネルギー関連税の有効利用を図るべき。

道路特定財源の余剰金について、環境税の代替財源とするのには反対。道  
路整備は今後も必要であるし、仮に道路特定財源が余るのであれば税負担者  
に返すべき。



既存エネルギー関係諸税との調整については、施策総合企  
画小委員会の「論点とりまとめ」26 ページ以降において、以  
下のように触れられている。

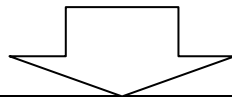
「既存エネルギー関係諸税は、受益者負担の考え方の下に課  
税されており」、「税率は炭素含有量に応じたものとなってい  
ない。また、歳出においては道路整備、空港整備、エネルギー  
対策、電源開発といったそれぞれの目的に充てること(特定  
財源)とされており、温暖化対策として考えられる範囲をす  
べて対象としているものではない。このように、既存エネル  
ギー関係諸税は、歳入、歳出における考え方、内容が温暖化  
対策税制とは異なるものである。」

「石油石炭税は、歳入、歳出における考え方、内容が温暖  
化対策税制とは異なるが、石油石炭税の税収の一部がCO<sub>2</sub>排

出抑制のための施策に充てられていることから、部分的に見れば、温暖化対策税制に類似する度合いが高い部分があり、温暖化対策税制と石油石炭税との関係について所要の整理がなされる必要がある。」

## 5 . その他

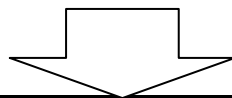
温暖化対策の推進や環境税の検討に当たっては、企業、市民、行政が連携するべきであり、また、経済産業省や農林水産省など他省庁との連携も進めるべき。



これまで、企業、市民、行政が連携を取るために、国民各界各層との対話に努めてきており、他省庁とも対話を進めてきたところであるが、今後とも各方面との連携がとれるように一層取り組んでいくことが必要。

環境税の制度としては、使い道がはっきりわかるようなものにし、子供にもお年寄りにもわかりやすい制度にしてほしい。子供と一緒に取り組めるようなやさしいパンフレットも作ってほしい。

市民に対しては効果、用途をわかりやすくPRする機会を設けてほしい。



今後とも、国民に対して環境税を巡る議論について、わかりやすい形でPRする機会を設けるなど、様々な取組がなされる必要がある。